平成２５年（フ）第５１４号
熊本市西区池田２丁目９番１号　コーポ池田209号、前住所熊本県山鹿市城3668番地17
債務者　松藤　秀記
1　決定年月日時　平成25年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５１８号
熊本市南区砂原町467番地３
債務者　増田　將吉
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６号
福島県西白河郡矢吹町曙町221番地
債務者　山口　明子
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
群馬県桐生市東７丁目９番14号
債務者　中野　弘子
1　決定年月日時　平成25年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第４６４号
神戸市須磨区南落合４丁目１番186―803号
債務者　原田スチール工業こと　原田　和典
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６９号
神戸市東灘区渦森台３丁目13番11号
債務者　サ・エ・ラこと　戸川　京子
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０８号
神戸市長田区房王寺町６丁目１番18号　グリーンマンション305号
債務者　Ｊｔｉｘ　Ｔｒａｄｉｎｇこと　吉田　雄二
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２５号
神戸市灘区水道筋６丁目４番１―1001号
債務者　金榮　裕之
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４２号
兵庫県三木市口吉川町東101番地
債務者　藤原　悠輔
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４４号
神戸市灘区原田通３丁目６番６号　まやマンション２―Ｅ
債務者　加藤運送こと　加藤　昌幸
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０号
兵庫県宍粟市山崎町横須102番地
債務者　堂下　　誠
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第３２号
兵庫県揖保郡太子町太田496番地
債務者　浦元　陽子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第９５号
福島県郡山市田村町守山字中町７番地
債務者　遠藤亜伊子
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
長野県飯田市上郷黒田2213番地10　練馬コーポＦ号
債務者　保井　　治
1　決定年月日時　平成25年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第３５号
長野県飯田市上郷飯沼1235番地１
債務者　櫛原　清一
1　決定年月日時　平成25年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第３６号
長野県飯田市松尾明4985番地１
債務者　片桐　　等
1　決定年月日時　平成25年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第１２４号
広島県福山市沼隈町大字草深2227番地　桝形住宅１―125
債務者　平木　久美（旧姓新良貴）
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１２９号
広島県庄原市総領町稲草2111番地１
債務者　早川　　太
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係